

## 第5節 小康期における対策

### 1 行動目標

市行動計画における小康期とは、新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、流行が低い水準にとどまっている状態（流行の第一波が終息した状態）で、国の対策が政府行動計画上の小康期に移行された時点とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	市内・県内感染期	小康期	第二波
------	-------	--------------------	----------	-----	-----

#### 【対策推進の基本方針】

小康期は第一波の流行後であると同時に、第二波への対策準備期間であるため、市としては、新型インフルエンザ等の病原性に応じ、必要となる対応体制の再構築を進める。

### 2 行動内容

#### 1 実施体制

Act 70 対策を総括し、第二波に備える。

Act 71 市対策本部を廃止する。【緊】

#### 2 情報収集及び情報提供・共有

Act 72 新型インフルエンザ等の最新情報を収集し、流行の第二波に関する情報を提供する。

#### 3 予防・まん延防止

Act 73 国の方針に基づき住民接種を進める。

Act 74 予防接種に関する理解促進を図る。

Act 75 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。

Act 76 国の方針に基づき、住民接種を進める。【緊】

#### 4 市民生活及び地域経済の安定の確保

Act 77 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。

Act 78 第二波に備えた住民支援体制の再構築を行う。

Act 79 要援護者対策を行う。

Act 80 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。

Act 81 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【緊】

## 1 実施体制

### 【対策の実務の統括】

#### Act 70 対策を総括し、第二波に備える。

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるとともに、第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の総括を行う。
- 市は、県が主催する市町村連絡会議に参加し、対策の総括の結果や今後の対応方針を参考に、第二波の流行に備える。

### 緊急事態宣言がされている場合

#### Act 71 市対策本部を廃止する。

- 【緊】 市は、緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

## 2 情報収集及び情報提供・共有

### 【情報収集及び情報提供・共有】

#### Act 72 新型インフルエンザ等の最新情報を収集し、流行の第二波に関する情報を提供する。

- 市は、国や県等の感染症情報を活用し、最新の知見に基づく情報を収集するとともに、県、関係機関、隣接自治体等相互で、第二波への対応方針や地域での流行状況等に関する情報を共有する。

## 3 予防・まん延防止

### 【住民接種】

#### Act 73 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がなされていない場合には、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- 住民接種実施についての留意点は発生早期の項を参照。

**Act 74 予防接種に関する理解促進を図る。**

- 市は、必要な情報提供を行い、市民等の予防接種に関する理解促進を図る。

**Act 75 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。**

- 市は、あらかじめ予防接種後副反応疑い報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布する。  
(医師は、予防接種後の副反応の診断をした場合に、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告する。)

**緊急事態宣言がされている場合**

**Act 76 国の方針に基づき、住民接種を進める。**

- 【緊】** 市は、流行の第二波に備え、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民に対する予防接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公的負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。
- 【緊】** 市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる。
- 【緊】** 住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
- 【緊】** 住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

**4 市民生活及び地域経済の安定の確保**

**【事業の継続】**

**Act 77 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。**

- 市は、県の要請を受け、第一波への対応状況等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

**【住民支援】**

**Act 78 第二波に備えた住民支援体制の再構築を行う。**

- 市は、第一波における住民支援の実施状況等を踏まえ、必要に応じて住民支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）の体制の再構築を県と連携して行う。

**【要援護者対策】**

**Act 79 要援護者対策を行う。**

- 市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

**【火葬体制】**

**Act 80 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。**

- 市は、第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況等を踏まえ、必要に応じて火葬体制等の再構築を図る。

**緊急事態宣言がされている場合**

**Act 81 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。**

- 【緊】** 市は、国が合理性を認められないとして新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を決定した場合、県内・市内の状況等を踏まえて緊急事態措置を縮小・中止する。